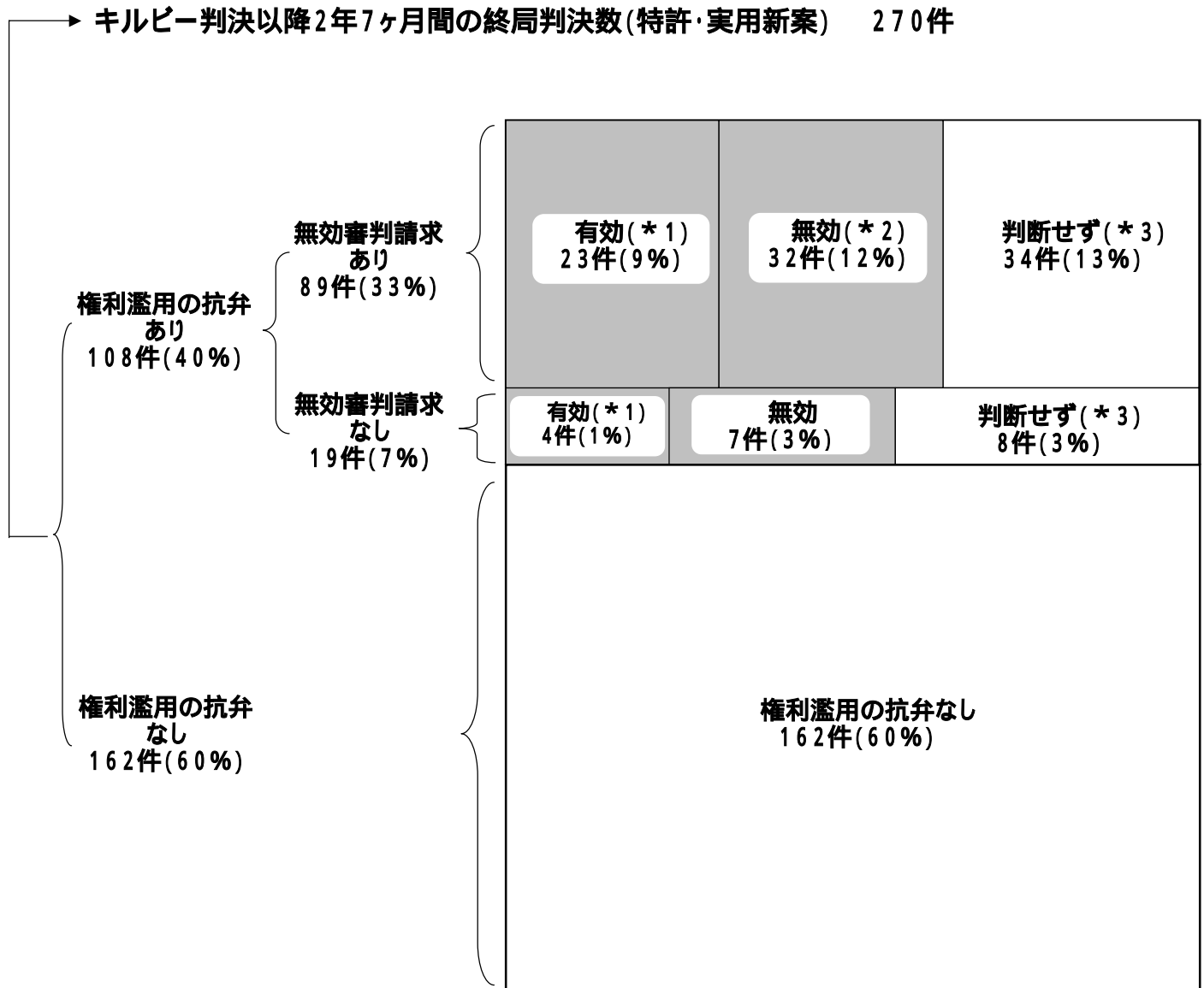


## 資料3-図2 権利濫用の抗弁に対する裁判所の判

知的財産訴訟検討会資料4-3-  
特許庁提出資料



(\*1)「有効」 = 「無効理由が存在することが明らか」とまではいえない。

(\*2)「無効」の中には、1つの権利に対して無効と判断し、他の権利に対して有効と判断した判決が2件含まれている。

(\*3)「判断せず」のほとんどは、「侵害被疑物件が権利範囲外」と判断して非侵害としたケース。この場合、裁判所は特許権の有効性判断をする必要はない。

■ は裁判所が権利の有効性を判断を要したケースで、合計66件(24%ポイント)。